平成２８年（フ）第２３３号
兵庫県赤穂市鷆和1108番地２、従前の住所兵庫県赤穂市加里屋3279番地20
破産者　黒川マイリンこと　ＫＵＲＯＫＡＷＡ　ＭＹＲＥＮＥ　ＳＡＷＩＴ（旧姓古川）
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５７号
奈良県生駒市俵口町950番地１　ライオンズマンション弐番館　503
破産者　渡辺　　正
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４号
福岡県久留米市南１丁目14番３号
破産者　つかざきチャンポンこと　弓削　隆生
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４７５号
北九州市小倉南区北方２丁目31番43号（コーポすみれ１号）、開始決定時の住所北九州市小倉南区志徳１丁目１番27―505号
破産者　矢野　大喜
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０２号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目14番５―201号
破産者　川村　里志
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９２号
沖縄県浦添市前田３丁目２番14号　新屋アパート302号
破産者　比嘉　安生
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市黒髪町6510番地192、前住所長崎県佐世保市田の浦町106番地99
破産者　柴田　喜樹
１　決定年月日　平成28年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
さいたま市見沼区大字中川434番地１　パークプラザＡ棟101
破産者　本間　礼樹
１　決定年月日　平成28年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７８号
さいたま市南区曲本４丁目４番11号
破産者　市原　輝次
１　決定年月日　平成28年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（５―206）、破産手続き開始決定時の住所埼玉県和光市本町31番16―715号　ＣＩハイツ
破産者　中川　正一
１　決定年月日　平成28年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
川崎市高津区上作延947番地１　プラチナシニアホーム宮崎台、前住所川崎市多摩区宿河原７丁目５番９号
破産者　佐藤　政美
１　決定年月日　平成28年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
名古屋市瑞穂区惣作町２丁目27番地の４　シティーコーポ堀田203号
破産者　藤村　良子
１　決定年月日　平成28年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６号
京都府亀岡市宮前町神前建ケ谷36番地
破産者　稲川　嗣郎
１　決定年月日　平成28年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道砂川市西６条南13丁目１番13―31号
破産者　月岡　大輔
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
福島市八木田字神明48番地の２
破産者　渡辺　良治
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２０７８号
東京都町田市山崎町2130番地　山崎団地７―31―305
破産者　鈴木　　寛
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部